

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 給水装置係	
不利益処分名	指定給水装置工事事業者の指定の取消し	
根 拠 法 令	水道法	
根 拠 条 項	第 25 条の 11	
連 絡 先	(電話 6 2 3 - 3 9 9 1)	
処 分 基 準	基 準	<p>水道法 第 25 条の 11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。</p> <p>二 第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業者の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>五 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>七 その施行する給水装置工事事業者が水道施設の機能に障害を与え、又は、与えるおそれが大であるとき。</p> <p>八 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 年 1 2 月 1 日設定 (令和 年 月 日最終変更)